別　表

障害児学級及び盲・聾（ろう）・養護学校（小・中学部）において平成19年度に使用する学校教育法第107条に規定する教科用図書の採択基準及び基本観点について

1　採択に当たっては、下学年用の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書の使用を十分考慮すること。

2　上記１が適当でなく、他の適切な教科用図書（一般図書）を使用しようとする　場合は、本表に示す採択基準及び基本観点に基づき調査、研究した上で採択する　こと。

採　択　基　準	基　本　観　点
1　学習指導要領に示す目標に沿い、その内容を適切に取り上げていること。	(1)　教科の目標達成に必要な内容
2　内容の程度が、児童生徒の発達段階に適応していること。	(1)　発達のめやす（注１） (2)　障害の状態、発達段階及び特性などへの配慮
3　内容の選択及び扱いが、学習指導を進める上で適切であること。	(1)　生活経験や興味・関心への配慮 (2)　自主性や創造性、思考力の育成
4　内容の組織・配列・分量が、学習指　導を有効に進める上で適切であること。	(1)　系統性・発展性 (2)　全体の分量
5　表記・表現が正確かつ適切であること。	(1)　文字、文章、挿絵 (2)　図表、写真等の資料
6　体裁や造本が適切であること。	(1)　印刷 (2)　文字の大きさ、字間、行間 (3)　用紙、製本、表紙

（注１）発達のめやす
　A　表情や身ぶりを豊かにする段階　　B　話し言葉を豊かにする段階
　C　書き言葉を習得する段階　　D　書き言葉によって思考する段階